

## 第4編 放射性物質事故編

<b>第1部 放射性物質事故対策</b> .....	<b>4-1</b>
<b>第1章 基本方針</b> .....	<b>4-1</b>
<b>第2章 放射性物質事故の想定</b> .....	<b>4-2</b>
<b>第3章 放射性物質事故予防対策</b> .....	<b>4-3</b>
<b>第1節 町内の放射性物質取扱事業所の把握</b> .....	<b>4-3</b>
<b>第2節 情報の収集・連絡体制の整備</b> .....	<b>4-3</b>
<b>第3節 通信手段の確保</b> .....	<b>4-3</b>
<b>第4節 応急活動体制の整備</b> .....	<b>4-3</b>
1. 職員の活動体制 .....	4-3
2. 防災関係機関の連携体制 .....	4-3
3. 広域応援体制の整備 .....	4-4
4. 防護資機材等の整備 .....	4-4
<b>第5節 環境放射線モニタリング体制の整備</b> .....	<b>4-4</b>
1. 東日本大震災による福島第一原発事故後の対応 .....	4-4
2. 平時における環境放射線モニタリングの実施 .....	4-4
3. 放射線測定器等の整備 .....	4-4
4. 環境放射線モニタリング情報の収集 .....	4-4
<b>第6節 緊急時被ばく医療体制の整備</b> .....	<b>4-4</b>
1. 被ばく治療可能施設の事前把握 .....	4-4
2. 被ばく傷病者搬送体制の整備 .....	4-4
3. 緊急時被ばく医療資機材等の整備 .....	4-4
4. 航空による防災体制の確保 .....	4-5
<b>第7節 退避誘導体制の整備</b> .....	<b>4-5</b>
<b>第8節 広報相談活動体制の整備</b> .....	<b>4-5</b>
<b>第9節 防災教育・防災訓練の実施</b> .....	<b>4-5</b>
1. 防災関係者への教育 .....	4-5
2. 町民に対する知識の普及 .....	4-5
3. 訓練の実施 .....	4-5

第4章 放射性物質事故応急対策 .....	4-6
第1節 情報の収集・連絡 .....	4-6
1. 町内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡.....	4-6
2. 町外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡.....	4-6
3. 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡.....	4-6
第2節 緊急時における環境放射線モニタリング等活動情報の収集 .....	4-7
第3節 放射性物質事故災害対策本部等の設置 .....	4-7
第4節 情報の分析・整理 .....	4-7
第5節 避難等の防護対策 .....	4-7
第6節 緊急輸送.....	4-7
第7節 緊急時被ばく医療対策.....	4-7
第8節 広報相談活動 .....	4-8
1. 飲料水及び飲食物の摂取制限等 .....	4-9
第9節 広域避難者の受け入れ .....	4-9
1. 広域避難の調整手続き等 .....	4-9
2. 広域避難者への支援 .....	4-9
第5章 放射性物質事故復旧対策 .....	4-10
第1節 汚染された土壌等の除染等の措置 .....	4-10
1. 除染 .....	4-10
第2節 各種制限措置等の解除 .....	4-10
第3節 被災住民の健康管理.....	4-10
第4節 風評被害対策 .....	4-11
第5節 廃棄物等の適正な処理.....	4-11

## 第1部 放射性物質事故対策

本編では、放射性物質取扱事業者の事故や核燃料物質の運搬中の事故等により、放射性物質が大気中に放出された場合を想定し、町が実施する予防、応急対策を定める

なお、平成23年に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故では、広範囲に放射性物質が拡散したため、本町でも放射線のモニタリングを継続的に実施している。その結果、町内の放射線量は国の定める暫定基準値を大きく下回り安全性が確認されている。

福島第一原子力発電所事故後のモニタリングの実施結果を資料編：資料第63に示す。

### 第1章 基本方針

県内には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が10箇所存在している。

放射性物質の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、県は、放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、県民や町民生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。さらに、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壤等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。

これらを受け、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の応急対策について定める。

## 第2章 放射性物質事故の想定

---

県内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

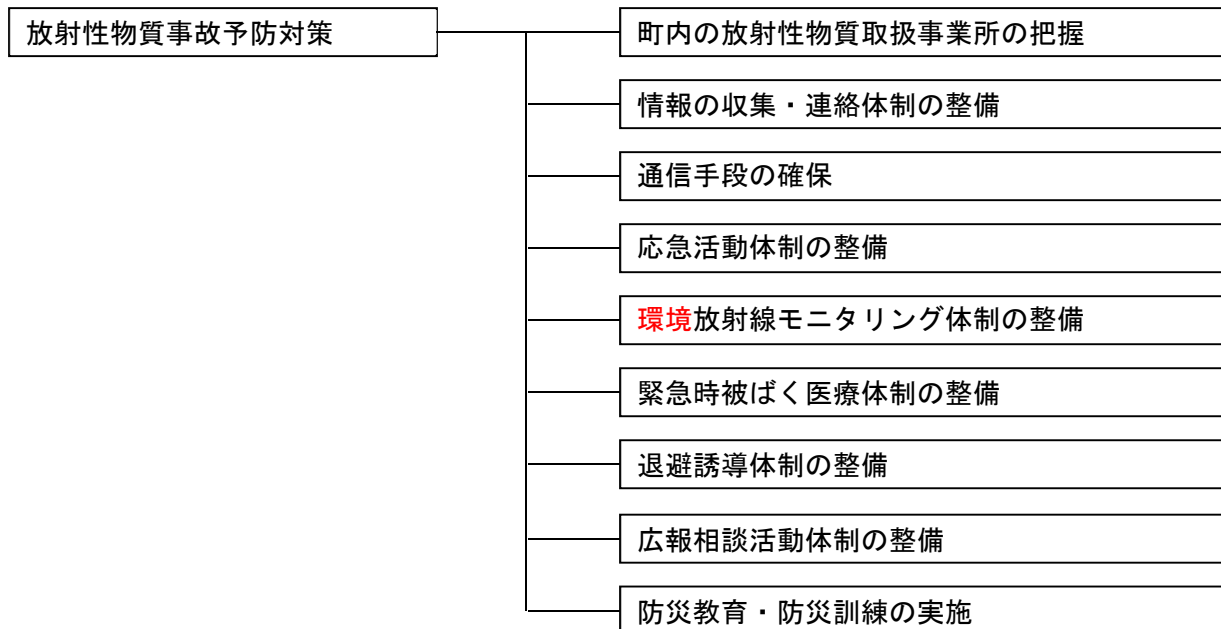
さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

## 第3章 放射性物質事故予防対策

実施体制〔総務企画課、**保健福祉課**、建設水道課、教育委員会、**県**〕

<施策の体系>



### 第1節 町内の放射性物質取扱事業所の把握

町及び県は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

### 第2節 情報の収集・連絡体制の整備

町及び県は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にする。

### 第3節 通信手段の確保

町及び県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図る。

また、電気通信事業者は、町等の防災関係機関の通信確保を優先的に行う。

### 第4節 応急活動体制の整備

#### 1. 職員の活動体制

町及び県は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部または応急対策本部を設置できるよう整備を行う。

#### 2. 防災関係機関の連携体制

町及び県は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化する。また事故の状

況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、町は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図る。

また、町は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努める。

### 3. 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、町は、他都県との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実する。

### 4. 防護資機材等の整備

町、県、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努める。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

## 第5節 環境放射線モニタリング体制の整備

### 1. 東日本大震災による福島第一原発事故後の対応

東日本大震災による福島第一原発事故では、広範囲に放射性物質が拡散したため、町でも放射線のモニタリングを実施した。現在、町内の放射線量は平常値であり、水道水等からも放射性物質は検出されていない。

福島第一原発事故後のモニタリングの実施概要は資料編：資料第63に示す。今後、当町に関わる放射性物質事故が発生した場合も同様の措置を講じる。

### 2. 平時における環境放射線モニタリングの実施

県は平時の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとする。また、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開する。

### 3. 放射線測定器等の整備

県は平時または緊急時における町内の環境に対する放射性物質または放射線による被害が発生または発生する恐れがある場合に備え、放射線測定器、検出器等を整備する。

### 4. 環境放射線モニタリング情報の収集

町は、県が実施する平時における環境放射線モニタリング情報の収集に努めるとともに、収集した情報を町民に周知させる体制を整備する。

また、必要に応じて、町内に放射線測定機器等を設置する。

## 第6節 緊急時被ばく医療体制の整備

### 1. 被ばく治療可能施設の事前把握

町及び県は、あらかじめ消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

### 2. 被ばく傷病者搬送体制の整備

町及び県は、放射性物質事故が発生し、被ばく傷病者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、町内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努める。

### 3. 緊急時被ばく医療資機材等の整備

町は、放射性物質事故発生時における円滑な医療活動を実施するため、県と連携し必要な医療資

機材等の整備に努める。

#### 4. 航空による防災体制の確保

町は県と連携し、**国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所**のヘリコプター離着陸場を活用し、防災体制の確保を行うとともに、既存のヘリコプター離着陸場適地を活用し、ヘリコプター離着陸場の確保を図る。

### 第7節 退避誘導體制の整備

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平時より、災害時要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努める。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等についても十分配慮する。

### 第8節 広報相談活動体制の整備

町は、放射性物質事故発生時に、町民が必要とするモニタリング結果などの情報を、町民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平時から広報相談活動体制を整備する。

### 第9節 防災教育・防災訓練の実施

#### 1. 防災関係者への教育

町及び県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する以下のような教育を実施する。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 放射線防護に関すること。
- (3) 放射線による健康への影響に関すること。
- (4) 放射線関係事故発生時に町及び県がとるべき措置に関すること。
- (5) 放射線関係事故発生時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (6) 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。

#### 2. 町民に対する知識の普及

町は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、町民に対して平時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 放射線防護に関すること。
- (3) 放射線による健康への影響に関すること。
- (4) 放射線関係事故発生時に町がとるべき措置に関すること。
- (5) 放射線関係事故発生時に町民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (6) 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。

#### 3. 訓練の実施

町は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

## 第4章 放射性物質事故応急対策

実施体制〔町長、本部事務局、各班、県〕

<施策の体系>



### 第1節 情報の収集・連絡

#### 1. 町内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者等は、町内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後または発見の通報を受けた場合は、直ちに県、事故発生場所を管轄する町、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

県は、放射性物質取扱事業所の事業者等から受けた情報を、直ちに火災・災害等即報要領や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法第7条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報する。

#### 2. 町外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、または、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、町は、国や事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行う。

町は、県が発表する情報の収集に努める。

#### 3. 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報する。



## 第2節 緊急時における環境放射線モニタリング等活動情報の収集

町は、県が実施する緊急時の環境放射線モニタリング活動等に協力し、情報収集と把握に努める。なお、県が行う環境放射線モニタリング等の活動実施項目は次のとおりである。

- (1) 大気汚染調査（県環境生活部）
- (2) 水質調査（県総合企画部、県健康福祉部、県環境生活部、県企業局）
- (3) 土壌調査（県環境生活部、県農林水産部）
- (4) 農林水産物への影響調査（県農林水産部）
- (5) 食物の流通状況調査（県健康福祉部、県農林水産部）
- (6) 市場流通食品等検査（県健康福祉部）
- (7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（県農林水産部）
- (8) 廃棄物調査（県総合企画部、県環境生活部、県土整備部、県企業局）

※ この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施する。

## 第3節 放射性物質事故災害対策本部等の設置

町は、放射性物質事故に際して、県、国及び関連する防災関係機関と緊密に連携し、必要に応じて放射性物質事故災害対策本部を設置する。

放射性物質事故災害対策本部等の設置基準は次の通りである。

### (1) 情報収集体制

放射性物質事故により被害が発生または発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき

### (2) 災害対策本部

放射性物質事故により重大な被害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき

## 第4節 情報の分析・整理

町は、県が実施する緊急時の環境放射線モニタリング活動等の情報及び情報の分析、評価結果を収集し、放射性物質による環境等への影響について把握に努める。

## 第5節 避難等の防護対策

県は、緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果から、原子力安全委員会の提案している「屋内退避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、町に対し連絡し、必要に応じて退避・避難を要請する。

町長は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから町民を防護するため、状況に応じて、町民に対して「屋内避難」、または「避難」の措置を講じる。

## 第6節 緊急輸送

県は放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、関係機関と相互に連携の上、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じ、航空応援の要請を行う。町は、必要に応じ、県に支援を要請する。

## 第7節 緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。町は、必要に応じ、県に支援を要請する。

### 第8節 広報相談活動

町は、放射性物質事故が発生した場合、地域住民が必要とする環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努める。

### 1. 飲料水及び飲食物の摂取制限等

町及び県は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導または助言に基づき、放射性物質により汚染され、または、汚染の恐れのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づき、食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

表 1.4.1 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム(セシウム 134 及びセシウム 137)
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

## 第9節 広域避難者の受け入れ

### 1. 広域避難の調整手続き等

#### (1) 県内市町村間における広域避難者の受け入れ等

町は、町の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受け入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受け入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れる。

この場合、県は、町からの要請に基づき、受け入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行う。

#### (2) 都道府県域を超える広域避難者の受け入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は町からの要請に応じ、他の都道府県に対して受け入れを要請するなどの協議を行い、町を支援する。

なお、他の被災都道府県から県に対して広域避難者の受け入れの協議等があった場合、県は県内市町村と調整を行い、受け入れ先を決定するとともに、広域避難者の受け入れを行う市町村を支援する。

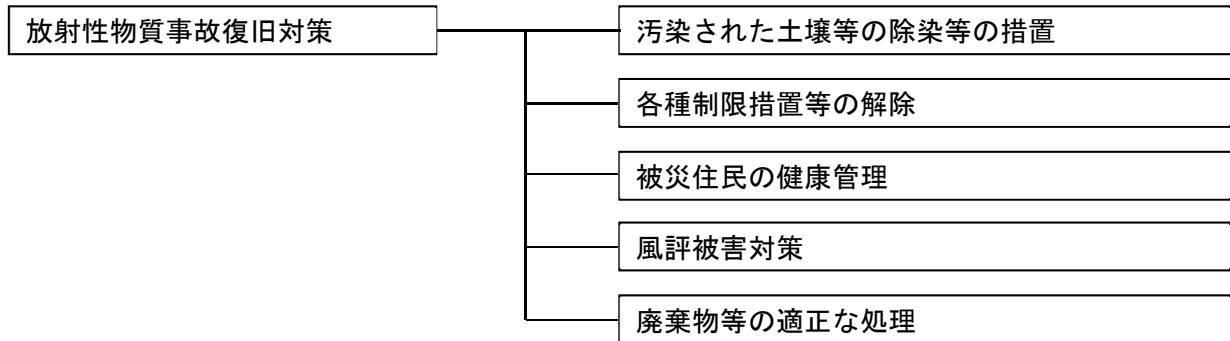
### 2. 広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受け入れの経験等を基に、支援を行う。受け入れ先市町村における公共施設等の受け入れ体制を補完するため、町及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

## 第5章 放射性物質事故復旧対策

実施体制〔総務企画課、**保健福祉課**、**地域振興課**、建設水道課、教育委員会〕

＜施策の体系＞



### 第1節 汚染された土壌等の除染等の措置

#### 1. 除染

町及び県は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

除染箇所や除染の目安は以下のとおりとする。

- (1) 高圧水による屋根除染
- (2) 雨どい清掃
- (3) 落ち葉の除去
- (4) 庭木の剪定
- (5) 表土除去
- (6) 農業対策（セシウム除去のために、水田への塩化カリ散布等）

#### 【学校等における除染の目安】

実際に除染を行う必要があるかどうかの判断にあたっては、「福島県内の学校の校舎・校庭等への線量低減について（通知）」（平成23年8月26日付け23文科ス第452号）において、校庭・園庭については毎時1 $\mu$ Sv（マイクロシーベルト）/h未満を目安とすることとされていることを鑑み、50cmの高さ（中学校以上においては1m）において、1 $\mu$ Sv/h以上の場所が目安となると考えられる。

なお、砂場や、子どもたちがもたれかかる建物の壁や遊具等、子供が長時間至近距離で接する可能性のある場所については、当該場所における子どもの体の中心を考慮した位置での測定値も除染判断の参考とする。

### 第2節 各種制限措置等の解除

町等は、国の指示、指導または助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

### 第3節 被災住民の健康管理

町は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

#### 第4節 風評被害対策

町は、県、国等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

#### 第5節 廃棄物等の適正な処理

町は、県、国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じる。